

ダイオキシン類による汚染の状況（環境調査結果）

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視した結果について、同法第26条第2項の規定に基づき公表するものです。

1 調査の種類及び実施状況

調査の種類	実 施 状 況
大 気 (一般環境)	市内1地点において、夏期及び冬期の年2回調査を実施。
公共用水域水質 (河 川)	市内2河川において、夏期及び冬期の年2回調査を実施。
公共用水域底質 (河 川)	市内2河川において、夏期の年1回調査を実施。
地下水質	市内10kmメッシュ16地点をローリング方式により、毎年2地点の調査を実施。
土 壌 (一般環境)	市内の保育所の土壌1箇所の調査を実施。
土 壌 (発生源周辺)	市内の廃棄物焼却炉を持つ事業場の内、2事業場周辺土壌の調査を実施。

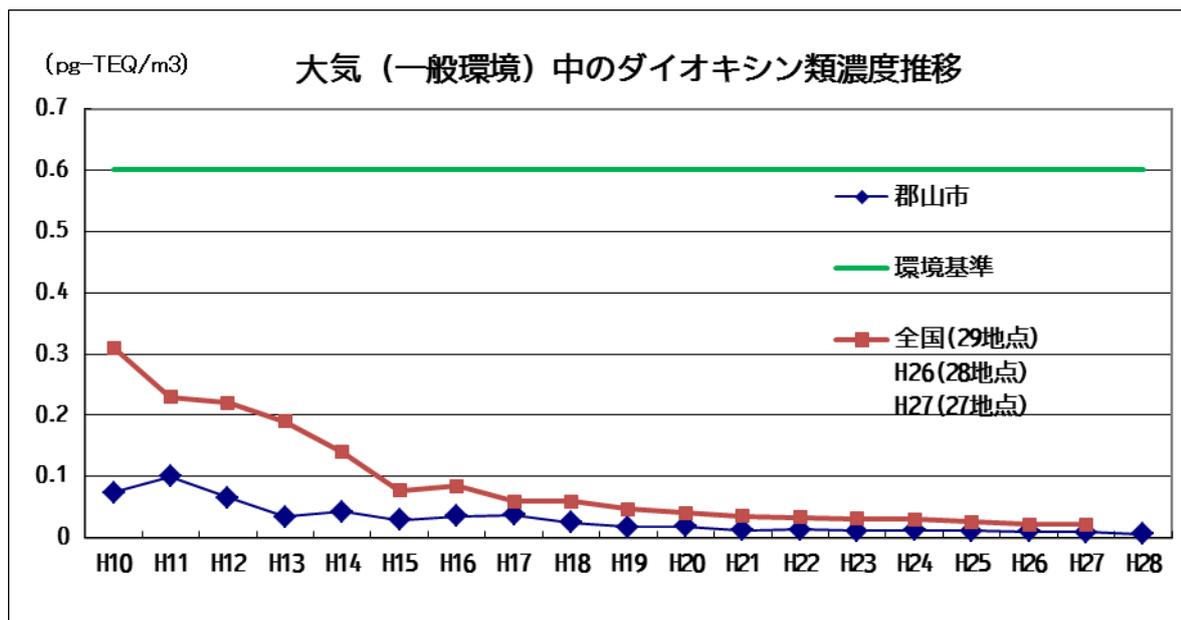
2 調査結果一覧

全ての調査地点で、環境基準以内でした。

調査の種類	調査地点	測定結果	環境基準	平成27年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(全国)	
				平均値	濃度範囲
大 気 (一般環境)	音楽・文化交流館	0.0055	0.6	0.019	0.0049 ~0.19
公共用水域水質 (河川)	逢瀬川	0.62	1	0.21	0.011 ~4.9
	大滝根川	0.072			
公共用水域底質 (河川)	逢瀬川	0.18	150	6.6	0.059 ~1,100
	大滝根川	0.14			
地下水質	田村町御代田地内	0.053	1	0.042	0.0036 ~0.88
	名倉地内	0.051			
土 壌 (一般環境)	うねめ保育所	0.050	1,000	1.8	0~100
土 壌 (発生源周辺)	郡山市河内 クリーンセンター周辺	0.0084		4.4	0~100
	日本全薬工業株式会社 周辺	0.023			

調査地点：H10,11年度 環境保全センター屋上
H12年度から 開成山公園（現在：音楽・文化交流館）

単位 大気 pg-TEQ/m³
 水質 pg-TEQ/L
 底質・土壌 pg-TEQ/g



ダイオキシン類による汚染の状況 (自主測定及び立入調査結果)

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、事業者は排出ガスや排出水、ばいじん及び焼却灰その他燃えがらのダイオキシン類を年1回以上測定し市に報告することが義務づけられており、平成28年度に報告があった測定結果について、同法第28条第4項に基づき公表するものです。

また、同法第34条に基づき、当該施設を有する事業所の排出ガス及び排出水の基準適合状況を確認するため、立入調査を実施した結果について公表するものです。

1 自主測定結果の概要

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、特定施設（規制対象となる施設）で稼動している11事業所すべてから報告がありました。

(1) 排出ガス

廃棄物焼却炉等の排出ガス中のダイオキシン類濃度について、11事業所15施設から測定結果の報告がありました。その結果は、排出ガス1立方メートルあたり0～5.2ng-TEQの範囲にあり、全ての施設において大気排出基準に適合していました。

表1 自主測定結果（廃棄物焼却炉：排出ガス）

廃棄物焼却炉の 焼却能力	対 象 施設数	測 定 実 施 施設数	測 定 実 施 率 (%)	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	適合状況		排出基準 適合率 (%)
					適	不適	
4,000kg/h以上	4	4	100	0.0005 ～0.062	4	0	100
2,000kg/h以上 ～4,000kg/h未満	3	3	100	0 ～ 0.95	3	0	100
200kg/h以上 ～2,000kg/h未満	1	1	100	1.50	1	0	100
50kg/h以上 ～200kg/h未満	7	7	100	0.0000033 ～ 5.2	7	0	100
計	15	15	100	0 ～ 5.2	15	0	100

(2) 排水

特定施設の排水中のダイオキシン類濃度について、3事業所3施設から測定結果の報告がありました。その結果は、排水1リットルあたり0.000027~0.00019pg-TEQの範囲にあり、全ての施設において水質排出基準に適合していました。

表2 自主測定結果（排水）

特定施設の種類	対象施設数	測定実施施設数	測定実施率(%)	測定結果 (pg-TEQ/L)	適合状況		排出基準適合率(%)
					適	不適	
廃棄物焼却炉 灰の貯留施設	2	2	100	0.000027 ~0.000081	2	0	100
下水道終末処理施設	1	1	100	0.00019	1	0	100
計	3	3	100	0.000027 ~0.00019	3	0	100

(3) 廃棄物焼却炉の焼却灰及びばいじん（すすや燃えかす等の微粒子）

焼却灰のダイオキシン類濃度について、11事業所15施設から測定結果の報告がありました。

その結果は、焼却灰1グラムあたり0~0.27ng-TEQの範囲にあり、報告のあった事業所においては、埋立等の処理の基準に適合していました。

ばいじんについては、6事業所9施設から報告があり、その結果は、ばいじん1グラムあたり0.0000030~0.69ng-TEQの範囲にあり、埋立等の処理の基準に適合していました。

表3 自主測定結果（廃棄物焼却炉：焼却灰）

廃棄物焼却炉の 焼却能力	対象施設数	測定実施施設数	測定実施率(%)	測定結果 (ng-TEQ/g)	適合状況		処理基準の適合率(%)
					適	不適	
4,000kg/h以上	4	4	100	0.0069 ~0.076	4	0	100
2,000kg/h以上 ~4,000kg/h未満	3	3	100	0 ~ 0.05	3	0	100
200kg/h以上 ~2,000kg/h未満	1	1	100	0.0032	1	0	100
50kg/h以上 ~200kg/h未満	7	7	100	0 ~ 0.037	7	0	100
計	15	15	100	0 ~ 0.076	15	0	100

表4 自主測定結果（廃棄物焼却炉：ばいじん）

廃棄物焼却炉の 焼却能力	対 象 施設数	測 定 実 施 施設数	測定実施 率(%)	測定結果 (ng-TEQ/g)	適合状況		処理基準の 適合率(%)
					適	不適	
4,000kg/h以上	2	2	100	0.36~0.56	2	0	100
2,000kg/h以上 ~4,000kg/h未満	3	3	100	0.48	3	0	100
200kg/h以上 ~2,000kg/h未満	1	1	100	0.69	1	0	100
50kg/h以上 ~200kg/h未満	3	3	100	0.0000030 ~0.14	3	0	100
計	9	9	100	0.0000030 ~0.69	9	0	100

※1 ばいじん、焼却灰、燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準はない。

※2 ばいじん、焼却灰、燃え殻の処分等を行う際は、埋立等の処理の基準（3ng-TEQ/g）以下になるよう、セメント固化処理、薬剤処理又は酸抽出処理等により溶出防止対策を行い、適正に最終処分をしなければならない。

2 立入検査結果の概要

該当施設を有する11事業所18施設のうち、2事業所の2施設についての排出ガス、1事業所の排水について立入検査した結果、それぞれの施設で大気排出基準及び水質排出基準に適合していました。

表5 立入検査結果（廃棄物焼却炉：排出ガス）

事業所名 (廃棄物焼却炉の焼却能力)	検査年月日	検査結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng-TEQ/m ³)	適合状況
郡山市河内クリーンセンター (6,250kg/h)	H28.10.12	0.00036	1	○ (適)
日本全薬工業株式会社 (100kg/h)	H28.10.13	0.16	10	○ (適)

表6 立入検査結果（排水）

事業所名	検査年月日	検査結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	適合状況
郡山市河内クリーンセンター	H28.7.22	0	10	○ (適)